

水中運動教室 参加者募集

水中ウォーキングと栄養指導で楽しく健康づくり

- 内容 健康運動指導士の指導による水中ウォーキング 8回
 保健師による健康づくりに関するミニ講話 1回
 管理栄養士の指導による調理実習 1回

	水中ウォーキング	調理実習
日程	6/19(金), 6/26(金), 7/3(金), 7/10(金), 7/17(金), 7/24(金), 7/31(金), 8/7(金) ※6/26は保健師によるミニ講話があります。	7/30(木)
時間	午後7時～午後8時	午前9時30分～正午
場所	茨城町運動公園 屋内プール	ゆうゆう館栄養指導室
参加費	1,000円+プール使用料	無料
持ち物	水着, 水泳キャップ, タオル	エプロン, 三角巾, 米一合

- 対象者 茨城町在住の方で、水中運動に興味のある方。ただし、主治医より運動制限をされていない方。現在高血圧・糖尿病・整形疾患などで治療中の方は、かかりつけ医にご相談ください。
- 申込み 6月1日(月)～6月12日(金)のあいだに、申請書を健康増進課まで提出してください。定員は先着順となり、30名となります。
- 参加費 今年度から各回のプール利用料の他に参加費1,000円(夏の部)がかかります。初回の教室開始前に納入していただきます。

【問合せ先】健康増進課 ☎ 240-7134

茨城町不妊治療費助成制度が変わります

国の制度改正にあわせ、茨城町不妊治療費助成制度が平成28年度から新制度に変わります。また、平成26年度・27年度は移行措置期間となります。

<改正内容>

平成26年3月31日まで 【現行制度】	平成26年度から平成27年度まで 【新制度への移行措置】	平成28年4月1日から 【新制度】
<ul style="list-style-type: none"> ・初年度は年3回まで ・2年度目以降は年2回まで ・通算5年間 ・通算10回まで ・年齢制限なし 	<p>①平成26年度以降に初めて助成を受ける方</p> <p>39歳以下の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・43歳になるまで通算6回まで ・年間回数制限なし <p>40歳以上の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初年度3回まで ・2年度目以降は年2回まで <p>②平成25年度までに助成を受けている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回まで(現行制度を適用) 	<p>39歳以下の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・43歳になるまで過去の申請回数を含めて通算6回まで ・年間回数制限なし <p>40～42歳の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・43歳になるまで過去の申請回数を含めて通算3回まで ・年間回数制限なし <p>※43歳以上の方は助成対象外となります</p>

※年齢は、助成制度における治療開始日時点の年齢です。
 ※茨城県不妊治療費補助金の交付決定を受けている方が町の助成対象となります。
 ※詳細はお問い合わせください。

【問合せ先】健康増進課 ☎ 240-7134

お子さんの命を守るチャイルドシート

平成12年4月より、6歳未満の幼児を乗せて自動車を運転するときは、チャイルドシートの着用が法律で義務付けられています。交通事故の被害から子どもの命を守るためにも、幼児を乗せて自動車を運転する時は必ずチャイルドシートを着用してください。



チャイルドシートを購入される保護者に対し経費の一部を助成します

茨城町では、お子さんを交通事故の被害から守るため、チャイルドシート購入費の一部を助成します。

- 対象者** 茨城町に住所がある方で、平成27年4月1日以降に出生した乳児を養育している方
 ※乳児一人に対し1台までの助成です。
 ※他の市町村に住所があるお子さんについては対象外です。
- 助成額** チャイルドシートの購入金額。ただし、上限を1万円とし100円未満は切り捨て。
 ※チャイルドシート購入日から1年以内に申請してください。
- 申込み**
- ・申込場所 茨城町役場2階 こども課(16番窓口)
 - ・必要な物
 - ①チャイルドシート購入時の領収書または購入証明書の原本
 - ②品質保証書(安全基準等の適合を確認できる書類)の原本
 - ③印鑑
 - ④申請者となる養育者本人の振込金融機関名及び口座番号がわかるもの

【問合せ先】こども課 ☎ 240-7144

住宅リフォームを施工する事業者への補助について



茨城町内の、現在住んでいる自己用住宅の機能向上のためのリフォーム工事を行う事業者(町内に住所を有する個人事業者、または町内に本店を有する法人)が、住宅所有者に対して請負金額から補助金相当額を割引し、その割引額を、事業者に補助する事業です。

住宅所有者が、直接補助金の交付を受けるこれまでの住宅リフォーム資金助成制度とは異なり、リフォーム工事を請け負った事業者が補助金の交付を受けるため、住宅所有者は間接的に補助金のメリットを受けることとなります。

◆補助条件

- ①補助金交付決定後に着工し、平成28年2月末日までに工事完了すること
- ②事業者及び住宅所有者に町税等の滞納がないこと

◆申込期間 平成27年6月1日(月)～平成27年6月30日(火)

◆事業者補助額 補助金額は、次の2種類です。

- ①請負金額50万円以上のリフォーム工事を請負った事業者が、住宅所有者に対して、請負金額から20万円を割引した場合、事業者へ20万円を補助します。
- ②請負金額100万円以上のリフォーム工事を請負った事業者が、住宅所有者に対して、請負金額から30万円を割引した場合、事業者へ30万円を補助します。

◆補助の対象にならない工事の例は次のとおりです。他の工事についても補助の対象とならない場合がありますので、事前に確認願います。

- ・シロアリ駆除等防虫工事
- ・物置、車庫等の新築及び修繕工事
- ・門扉、塀等の外構工事
- ・家電製品、家具の購入、取り付け
- ・下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽接続のための屋外配管工事等

◆申請書 茨城町都市建設課ホームページ、または同課窓口にあります。

【申込・問合せ先】都市建設課 都市計画グループ ☎ (240) 7115